

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
一般社団法 人結寿	磯城郡川西町大 字結崎六五一番 地	ステップゆ ず	磯城郡川西町 大字結崎五七 七番地一一	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 九年四月 一日
株式会社愛 真美	生駒市あすか台 二五番地一二七	みつほ	生駒市真弓南 二丁目六番一 号 サンライ ズビル二二階	放課後等デ イサービス	平成二十 九年四月 一日
エムツーエ ステイト株 式会社	京都府木津川市 木津殿城九五番 地	こころの友	奈良市右京一 丁目三番地の 一 平城第二 団地三号棟一 一一	放課後等デ イサービス	平成二十 九年四月 一日
株式会社U Tケアシス テム	橿原市御坊町一 五二	リハビリ発 達支援ルー ムUTキッ ズ香芝	香芝市磯壁六 丁目四六二番 地の一四	放課後等デ イサービス 児童発達支 援 保育所等訪 問支援	平成二十 九年四月 一日

特定非営利 活動法人ア クト	北葛城郡広陵町 馬見南三丁目一 二―三三	アクトパー ク	葛城市南花内 一一三番二	児童発達支 援	平成二十 九年四月 一日
株式会社S HARA	奈良市東九条町 一一一五番地の 一六	児童デイベ ーチ	奈良市東九条 町一一七八番 地一―一〇二 号	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 九年四月 一日
株式会社ナ ッセ	大阪市西区阿波 座二丁目一番一 号 大阪本町西 第一ビル七階	月とおひさ ま北	大和郡山市九 条町二一七番 地一三	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 九年四月 一日
株式会社サ ンケア	奈良市富雄元町 二丁目六番三三 号（二階）	サンケアキ ッズ	奈良市学園大 和町一丁目一 四三三―三	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 九年四月 一日
一般社団法 人障がい者 IT雇用促 進機構	生駒市俵口町一 一三四番地の一	放課後等デ イサービス ツクル	生駒市俵口町 一一三四番地 の一	放課後等デ イサービス	平成二十 九年五月 一日
株式会社共 立	奈良市法蓮町四 一二番地の一 エステートIビ ル二〇三号	はるのかぜ	奈良市法蓮町 四一二番地の 一 エステー トIビル二〇 三号	放課後等デ イサービス	平成二十 九年五月 一日

株式会社コ ンソナンス		医療法人宗 紀会	
京都府木津川市 木津清水二四番 地		奈良市三条本町 一番二号 JR 奈良駅NKビル 三階	
ファミリー		児童発達支 援てしらま	
北葛城郡河合 町星和台二丁 目五―七 ス ペースワンビ ル一階		香芝市下田西 一丁目一〇番 二八号	
放課後等デ イサービス 児童発達支 援		児童発達支 援	
平成二十 九年五月 一日		平成二十 九年五月 一日	